

令和8年度 第3回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和8年8月25日（火）午後4時00分～4時45分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 （事務局以外は五十音順）

公益代表委員 古賀、橋口、宮川、森部

労働者代表委員 沖、鎌田、白崎

使用者代表委員 岩切、酒匂、中原、宮崎

事務局 吉越労働局長、三上労働基準部長、吉田賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

それでは定刻となりましたので、ただ今から、第3回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、本日の出欠状況でございますけれども、大山委員、重黒木委員、土居委員、久富委員が欠席となっております。現時点で4名が欠席となっておりますので、本日の委員の出席は、公益代表委員4名、労働者代表委員3名、使用者代表委員4名の計11名となります。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数、「委員の3分の2以上出席」などを満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは続きまして議事録の確認の件ですけれども、先ほどの専門部会から引き続き鎌田委員と中原委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【鎌田委員・中原委員】

はい。

【室長補佐】

よろしく申し上げます。また、第6回専門部会の開催につきまして公示を行いましたところ、3名の申し込みがあり、その3名様が専門部会から引き続き傍聴されています他、報道機関の方が若干名傍聴予定であることをご報告申し上げます。

傍聴者の皆様におかれましては、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。本日の会議資料につきましては傍聴席にも閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰りになられることはお控えいただきますようお願いいたします。なお、会議資料の一部につきましては、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用いただきますようお願いいたします。

報道機関の方のカメラ等の撮影は、審議会公開要領に開始直前までとされていますので、撮影を終了していただきますようお願いいたします。なお、報道機関記者の審議会の傍聴は、傍聴者席で可能となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、橋口会長にお願いしたいと思います。橋口会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【橋口会長】

はい。先ほどの専門部会に引き続きまして、そこに参加した方々も含めてですけれども、皆様お疲れ様です。それでは早速、議題に入りたいと思います。

先ほど開催されました宮崎県最低賃金専門部会におきまして、専門部会報告が採択されましたので、審議経過などにつきまして、森部部会長から報告をお願いします。

【森部部会長】

はい、それでは専門部会の審議概要について報告したいと思います。

令和8年7月6日に宮崎労働局長より、宮崎県最低賃金の改正についての諮問を受け、8月5日に第1回専門部会を開催いたしました。ここでは労使からの基本的見解の表明、金額提示が行われたほか、宮崎県最低賃金と生活保護水準との比較結果が事務局から報告され、令和6年度の宮崎県最低賃金が生活保護水準を下回っていないことが確認されました。

その後8月13日に第2回専門部会、17日に第3回専門部会、21日に第4回専門部会、24日に第5回専門部会、そして本日、第6回専門部会を開催し、金額提示を踏まえて協議を重ねてまいりましたが、残念ながら合意には至らず、公益見解を示して採決することを了承していただきました。採決の結果、公益見解を踏まえ、

宮崎県最低賃金を時間額 1,085 円、

引上げ額 62 円、引上げ率 6.06%

に改正すること。また発効日は法定どおりという結論に達しました。

なお、専門部会で提示しました公益見解につきまして、その概略を説明したいと思います。お手元にお配りしています公益見解をもとに説明したいと思います。公益見解につきましては、まずは労働者代表委員の意見について概略を述べております。続いて使用者代表委員の意見についての概要となっており、その後、公益委員の見解について概略が書かれております。こちらの方はまたあらためてお読みいただければと思います。このような内容を勘案しまして、中央最低賃金審議会の目安が、地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にすべきものであるため、その目安額を参考にしつつ、最低賃金法第9条第2項の3要素をもとに、宮崎県の最低賃金の引上げについて検討すると、依然として消費者物価、特に最低賃金に近い水準の労働者の生活に影響を与える食料の上昇率が3.9%と高水準であること。また、宮崎市のエンゲル係数を考慮したこと。一方で宮崎県の企業の業況判断D Iは大幅に低下し、多くの企業において物価上昇、中東情勢の状況判断に影響していること。加えて宮崎県の価格転換率は、前回調査から10ポイント程度低下しており、賃上げの原資の確保が難しい企業が存在すること。さらにCランクの時間額の平均額と、宮崎県の最低賃金の額差を是正する必要があること。高校生の県内就職率が59.5%と全国で下から3番目、Cランクで下から2番目という状況において、若年層の県外流出が継続している実態であること。併せて最低賃金法の趣旨や目的が労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することにあることから、地域間額差を考慮する必要があること等を総合的に勘案し、62円引き上げの時間額1,085円とすることが妥当であるとの結論に達しました。また発効日につきましては、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」に基づいて、労使双方の代表委員の意見を踏まえ、法定発効で一致したということになりました。以上です。

【橋口会長】

はい、ありがとうございました。それでは事務局は、専門部会報告の写しを、配布してください。お手元に配付されましたら、皆様、黙読をお願いします。

<各委員へ専門部会報告写しを配付>

<各委員、専門部会報告を黙読、確認>

【橋口会長】

皆様、ご確認いただけたと思いますが、専門部会報告について、何かご意見はありませんか。

(意見等なし)

ございませんか。よろしいですか。それでは専門部会報告をもとに当審議会としての答申案を作成することとし、この案について多数決による採決を図りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは答申案の取りまとめを行いますので、その間、暫時、休憩といたします。

<休憩>

<答申案を作成後、各委員へ配付>

【橋口会長】

それでは、配付された答申案の黙読をお願いします。

<各委員答申案を黙読、確認>

【橋口会長】

よろしいですか。こちらの答申案について、何かご発言はございませんか。

(発言等なし)

ありませんでしょうか。よろしいですか。それでは採決に移りたいと思います。採決ですが、金額と発効日は同時に採決しますか。それとも別に採決しますか。専門部会は公益見解についての賛否を取りましたので、分けるという形ではなかったんですけども、本審は本審としてどうするかということで、労側はどうですか。

【白崎委員】

それでは、分けていただければ。

【橋口会長】

分けるということで。使側はそれでもいいですか。

【宮崎委員】

はい。

【橋口会長】

それでは金額と発効日は別に採決をするということで進めます。よろしいですか。

(異議なし)

はい、それでは最初に金額、次に効力発生日について採決していただいて、最後に付帯決議の部分で採決していただくということで分けて採決を行います。

それではまず金額について採決させていただきます。採決につきましては、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断されますので非公開とします。よって傍聴人の方は採決後にお呼びしますので、採決が終わるまで会議室の外でお待ちください。

(傍聴人退室)

【橋口会長】

それでは採決は反対、賛成の順にお聞きします。まず、金額について採決させていただきます。引上げ額 62 円、時間額 1,085 円という結論について、「反対」の委員は挙手をお願いします。

(挙手 3 人)

「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 7 人)

賛成多数で可決されました。次に効力発生日について採決させていただきます。同じように反対、賛成の順にお聞きします。効力発生日は法定どおりとするという結論について、「反対」の委員は挙手をお願いします。

(挙手 0 人)

「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 10 人)

はい、ありがとうございました。全会一致となりました。最後に、付帯決議案を答申に盛り込むことに関して採決を行います。反対、賛成の順にお聞きします。では、付帯決議案に「反対」の委員は挙手をお願いします。

(挙手 0 人)

「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 10 人)

【橋口会長】

全員です。ありがとうございました。全会一致となりました。それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

(傍聴人入室)

【橋口会長】

ただ今の採決の結果を報告いたします。まず金額については賛成多数により採択されました。また効力発生日と付帯決議については全会一致で採択されました。この結果を受けて、答申文作成のため、ここで若干お時間をいただきます。

<答申文を作成>

【橋口会長】

それでは、労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

<会長から局長へ答申文を交付>

報道機関の皆様は、一旦、退室ということでお願いします。

(傍聴人退室)

それでは、ここで、局長からご発言があるということなので、お願いいたします。

【労働局長】

本日は、橋口会長はじめ、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員の皆様、さらに、専門部会の森部部会長はじめ、専門部会委員の皆様におかれましては、専門部会に引き続きまして、本審でのご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

今年度における地域別最低賃金の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会の答申において、最低賃金引上げの目安額が 56 円と示され、地域における経済・雇用の実態を見極めつつ、消費者物価の状況、賃金上昇率、企業の実態、地域間格差の是正等を十分に踏まえた審議が行われるよう期待されたところでございます。

委員の皆様方におかれましては、本県における中小企業・小規模事業者の経営実態として、原材料費、エネルギーコスト等の高騰及び価格転嫁の問題を抱えている状況など、様々な視点を踏まえた上で、昨年度以上に難しい判断をされなければならない状況にあったことと存じます。

専門部会では、それぞれの立場におきまして、地域の実態を見極めながら真摯かつ慎重な審議を尽くしていただき、そして、本審におきましては、皆様のご判断のもとで、この答申をいただきましたことを、深く感謝申し上げます。特に、答申においては、付帯決議が付されたことを重く受け止めまして、関係部署と協議の上、厚生労働省本省をはじめ、県などの関係機関に対し伝

えていく所存でございます。

宮崎県最低賃金は、今回の答申に基づき改正決定を行います。法令に基づく手続きを経た後、最短で10月24日に発効予定となります。改正宮崎県最低賃金の適用に当たりましては、宮崎労働局をあげて広く周知を行なっていきたいと思ひますし、最低賃金の履行確保に取り組んでまいる所存でございます。また、答申の付帯決議にもございましたが、最低賃金引上げの影響を受けます中小企業・小規模事業者に対しましては、業務改善助成金をはじめとした各種支援策の活用促進の取組みに全力を挙げて努めてまいりたいと考えております。各委員の皆様方におかれましては、引き続きとはなりますが、改正された最低賃金その他、各種支援策の周知・広報等につきまして、何卒ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、引き続きご協力を賜いますよう、お願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

【橋口会長】

はい、どうもありがとうございました。

次に、今後の審議日程等について事務局に説明していただきます。よろしくお願いいたします。

【賃金室長】

それでは異議審についてご説明いたします。本日、答申を受けましたので、審議結果につきましては、今日から公示することにいたします。公示日の翌日から起算して15日を経過する日までが異議申し立て期間となりますので、今回の場合、15日を経過する日は9月9日、水曜日となります。異議申し出が行われた場合は、審議会を開き、当該異議について審議会の意見を出さなければ、都道府県労働局長は最低賃金の決定ができないということになっております。例年、異議の申し出がでておりますので、今年も申出があるものとして、第4回審議会、異議審を9月10日、木曜日、午前10時半から開催を予定しております。当初、10時と申し上げておりましたが、委員のご出席の兼ね合いで、よろしければ10時半からとさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは10時半からの開始とさせていただければと思います。また、この日の審議会には、8月31日、それから9月1日開催予定の特定最低賃金の検討小委員会の報告を行うこととしております。以上でございます。

【橋口会長】

はい、ありがとうございました。それでは次に、議題3、「宮崎県最低賃金専門部会の廃止について」ですが、ただ今説明のあった異議審が予定されている9月10日、木曜日をもって、専門部会を廃止することとしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございました。それでは本審議会は、これで終わりとなりますけれども、最後に私からも一言、申し述べさせていただきます。

今年度は、ご承知のように、今、採択もされましたけれども、最終的に最低賃金の引上げ額については全会一致とはなりませんでした。しかし、全体として大変貴重な決定をしていただいたと思っています。公益見解で明らかにしていますように、最低賃金決定のための法定3要素についての議論を多方面からしっかりやっていただいた上で、最後の焦点としては、最低賃金近くで働く県内の労働者の暮らしを少しでも向上させること、また若者の県外流出等を防ぐために地域間の額差の縮小を目指すということで、労働者側、そして使用者側が、公益も含めて議論の上では大きな一致点を築けたと思っています。また、とりわけ専門部会においては、本日も含めて史上初めて6回の審議を行いました。また、昨日は13時半から夜の9時半までの長時間、審議していただいております。議論の中では意見の違いも残りましたが、それも含めて来年度につながる決定になったのではないかと思います。専門部会の皆様、とりわけ労働者側、使用者側の委員の皆様には、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。また本日の審議にもご出席いただいた全ての委員の皆様にも厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。それでは本日の会議はこれで終わりたいと思います。

本日の会議記録につきましては、議事録を作成します。本日の議事録の確認は鎌田委員と中原委員にお願いいたします。また、本日の議事録については、採決の部分は、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれがあることから、非公開とし、採決以外は、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思いますがご異議はございませんか。

(異議なし)

よろしいですか。ありがとうございます。それでは本日の会議はこれで終わります。皆様、大変お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
